九　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局の送信設備 ［3　略］	［新設］ ［3　同上］
（特定無線局の対象とする無線局） **第十五条の二**　法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。 ［一～七の二　略］ 七の三　設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） 七の四　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） ［八・九　略］ ［2　略］	（特定無線局の対象とする無線局） **第十五条の二**　［同上］ ［一～七の二　同上］ ［新設］ ［八・九　同上］ ［2　同上］
（特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。 ［一～七の二　略］ 七の三　設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） (1)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項並びに第一項、第四項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (2)　設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 七の四　設備規則第三条第十五号に規定するローカル５Ｇの無線局のうち陸上移動局（電気通信業務を行うことを目的とするものを除く。） 設備規則第四十九条の六の十二第二項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの ［八～十二　略］	（特定無線局の無線設備の規格） **第十五条の三**　［同上］ ［一～七の二　同上］ ［新設］ ［新設］ ［新設］ ［八～十二　同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条　無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
別表第二号第２　地上一般放送局、非常局、気象援助局、標準周波数局、特別業務の局、海岸局、基地局、携帯基地局、無線呼出局、陸上移動中継局、陸上局、移動局、特定実験試験局、実験試験局、固定局、航空局、無線標識局、無線航行陸上局、無線標定陸上局、無線標定移動局、無線測位局、海岸地球局、航空地球局、携帯基地地球局、携帯移動地球局及び地球局の無線局事項書の様式（第４条、第12条関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式　略］ ［注１～20　略］	**別表第二号第２**　［同左］ ［様式　同左］ ［注１～20　同左］